



# 福祉協力員活動の進め方

一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人等、  
特に見守りが必要と思われる人がおられる

## 自治公民館

自治公民館長、民生児童委員、福祉推進員等が福祉協力員活動の対象となるかを協議し、対象となる場合は、適任者を対象者と福祉協力員の了解を得たうえで選任してください。

自治公民館長が報告

## 地区自治公民館協議会

地区自治公民館協議会長は、市社協会長へ福祉協力員の『福祉協力員推薦書』を提出します。

## 市社協

市社協会長は、福祉協力員を委嘱し、ボランティア活動保険に加入して、地区自治公民館協議会長へ委嘱状・福祉協力員活動の手引き・緊急連絡用カード等を送付します。

## 地区自治公民館協議会

地区自治公民館協議会長は、自治公民館長(民生児童委員)を通じて福祉協力員へ委嘱状・福祉協力員の手引きの伝達をします。緊急連絡用カードは、自治公民館長・民生児童委員等が対象者と相談し作成しましょう。

## 福祉協力員

声かけや見守り等の活動を開始してください。

※福祉協力員に変更が生じた場合は、自治公民館長等から地区自治公民館協議会長へ連絡し、地区自治公民館協議会長は市社協会長へ、福祉協力員活動対象者変更報告書や福祉協力員退任報告書を提出してください。